



EECが牽引するタイの飛躍

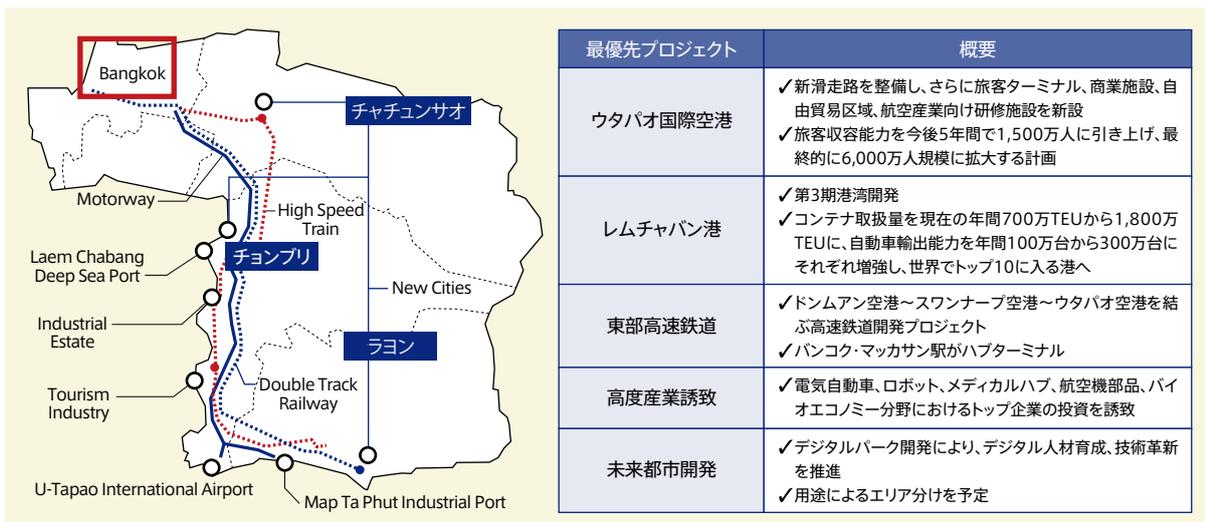
みずほ銀行 国際戦略情報部 調査役 松井 勇太

ASEANは、人口6億人を超える巨大なマーケットであり、日系企業の進出数も相当数に上る。そのなかにおいてもタイは、日系企業の進出数も周辺諸国と比較して多く、積極的な外資誘致政策を背景に、日系企業が早期より進出した結果、日系企業のプレゼンスは高く、製造業の産業集積も進んでいる。段階的な成長を続けてきたタイは、さらなるステージへの飛躍を企図して、2016年に新国家戦略「タイランド4.0」を立ち上げた。積極的なインフラ基盤整備に加え、東部3県をEastern Economic Corridor (EEC)として特区に指定した高度先端産業誘致等に向けたEECプロジェクトはその中核戦略である。本稿ではこのEECに焦点を当て、その内容を俯瞰していきたい。

産業高度化の推進に向け、各種プロジェクトが始動

タイランド4.0は、今後20年にわたり産業の高度化、高付加価値化を図るべく、積極的なインフラ開発や、ターゲット産業への投資拡大を通じた新経済政策であり、この実現によりアジアのハブ化、タイが先進国へ成長していくことを目標としている。この政策の実現加速に向け、具体的な対象エリアとして、過去の開発プロジェクトの成功実績や周辺国との地理的連結性の観点から、東部に位置するラヨン、チョンブリ、チャチュンサオが指定された。その域内に特区が設置され、高度先端産業の集積地域として開発が進められる方針である。EECにおいて計画される各種プロジェクトについては、当初5年間で総額1兆5千億バーツ以上の投資予算が計画されている。いずれも相当規模のプロジェクトであり、タイ政府の予算制約をふまえ、原則として官民連携 (PPP: Public-Private Partnership) 方式が想定されている。

図表1. EEC対象エリアおよび最優先プロジェクト



(注) TEU (Twenty-foot Equivalent Unit) : 20フィートコンテナ換算。20フィートコンテナ1個を単位としたコンテナ数量
 出所: BOI等、各種公表資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

高度化を図るべきターゲット産業を指定

EECにおいては、その趣旨に鑑み、タイとして成長を志向する産業として、重点産業を定めている。具体的には、

強化すべき既存有望分野(Sカーブ産業)として、①次世代自動車、②スマートエレクトロニクス、③メディカル&ウェルネス・ツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤食品加工(先進的食品)の5業種が指定されている。加えて、次世代産業(新Sカーブ産業)として、⑥ロボット工学、⑦医療ハブ、⑧航空・ロジスティクス、⑨バイオ燃料・バイオ化学、⑩デジタル、の合計10業種が指定されている。

重点産業は、タイ国内企業の単独開発が困難、もしくは成長に長期間を要する、高度技術、研究にかかわる分野が中心であり、その発展には、外国企業の投資誘致の可否が大きなポイントとなる。タイ政府としては、これまでの実績もふまえ、日系企業に対する期待を強く抱いているものの、特定の国に固執せずに、現地財閥のほか、中国企業、欧州企業等、幅広く投資を呼びかけている。また、タイ政府としても各重点産業の範囲は幅広く捉える方針であり、日系企業の技術、ノウハウを活用するフィールドは相応に広いものと考えられる。

従来と一線を画すタイ政府の取り組み

EECにおいては、従来の外国企業誘致施策とは一線を画している点も多い。従来と異なる点として、まずは東部特別開発区法案(EEC法)の制定という法制化があげられる。現状タイは軍事政権下にあり、今後の政権運営が注目される点ではあるが、法による明確化を図ることにより、政権交代時においても運営や方針が維持されることを、対外的にも明示する狙いがあるものと考えられる。また、縦割り行政であるタイの監督機関の連携を促す狙いもある。EEC法は当初計画より遅れたものの、国家立法議会(NLA)の本会議において、2018年2月8日に賛成多数で可決された。

EEC法は、事前にアナウンスがされていた各種特典の新設、既往制度の拡充といった企業投資促進に向けた内容について、明確な根拠を付した形となっている。EEC法で規定された特典は、最長15年の法人税免税および減税、最長99年の長期不動産賃借などであり、既存の投資特典と比べ、その対象範囲、享受できるメリットが拡大されている。なお、今後も特典を追加することや、投資環境を改善するための法改正も積極的に進めていくことをタイ政府は公言している。EEC法成立とともに、EECにかかわるタイ政府の体制および方針が一層明確になったことをふまれば、追加特典の付与などが実現される蓋然性は相応にあらう。加えて、EEC事務局は、自身のWebサイト等を通じ、既往のBOI(タイ投資委員会)特典、ワンストップサービスセンター設置による各種有用な情報の発信や事業認可の迅速対応化等を組み合わせ、投資メリットを強調している。

図表2. EEC法概略

| 項目 | 該当条文 | 説明 |
|------------------|--------|---------------------------------|
| エリアの指定 | 6条 | 東部3県を指定、勅令により東部の他の地域を加えることも可能 |
| 監督委員会と事務局 | 10~24条 | 首相を議長としたEEC政策委員会、EEC事務局などを明文化 |
| 県域を横断した地域開発計画の策定 | 29条 | — |
| インフラ開発 | 30条 | ウタパオ空港、高速鉄道などの大型インフラ案件は優先的に選定済み |
| 関係機関の職務分掌 | 33条 | — |
| 開発に必要な土地・不動産収用 | 34条 | — |
| 農地改革事務局の土地利用規定 | 36条 | バイオ(農業分野)も重点産業の1つ |
| インフラ開発の許認可 | 37条 | — |
| 特別経済開発区の指定 | 38~41条 | ウタパオ・エアロポリス、EECi、EECd など |
| 外国人向けワンストップサービス | 43条 | 外国企業の投資円滑化に向けた現地サポート体制整備の一環 |
| 特別経済開発区の特典 | 48~51条 | 投資誘致は3県全域ではなく、委員会指定の特別経済開発区が対象 |
| 土地長期賃借権 | 52条 | 50年の長期賃借契約(49年の追加延長可) |
| 外国人居住許可 | 54条 | — |
| 税減免 | 56条 | 法人税免除期間終了後の一定期間、減税(50%)措置の付与もあり |
| 外国為替など金融取引規制緩和 | 57条 | — |
| 外国人専門家の就労 | 59条 | 産業振興を図るうえで、国内人材不足を補う高度外国人材誘致施策 |
| 基金の設置 | 60条 | — |

出所:タイ経済、各種公表資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

また、タイ経済において影響力が強い財閥と連携している点も特徴としてあげられる。EECプロジェクトはコンセプト策定段階より、一部の大手現地財閥が関与しており、各グループより政策委員会にマネジメント層の派遣といった対応もなされている模様である。また、中国大手企業も本プロジェクトに高い関心を示す動きもあり、投資

主体として期待される財閥を巻き込み、プロジェクトに実効性を持たせることにより、海外からの投資を呼び込みやすくしたいとのタイ政府の思惑もうかがえる。タイ政府が財閥に対し、恩恵を与えつつ、その影響力を活用できるかという点が、今後のEECの成功における重要なポイントであり、政府の財閥に対する対応、各財閥の動向は、引き続き注視するべきであろう。

そのほかにも、ベンチャー企業育成に向けたファンド「デジタル経済基金」の設立、各種専門機関との業務協力に向けた覚書締結のように、政府が主体的に各種施策を進めていることも、特徴といえよう。また、EECの推進主体として、EEC政策委員会、EEC管理委員会、EEC事務局といった機関が設置され、首相がプロジェクトマネジメント、副首相が運営を仕切る形となっている。幹部閣僚が主体的に、個別企業への投資誘致活動を始めたとしたアクションを実施するという、トップ主導のプロジェクトであることも、大きな特徴であると考えられる。

日系企業の新たなビジネスの契機に

これまで見てきたとおり、EEC推進においては、タイが国を挙げて進めていく本気度合いが随所にうかがえる。また、EEC法成立により、タイ政府の取り組み姿勢や方針がより明確となったとともに、インフラ整備などの現地開発プロジェクトも、進行ペースが早まることが予想される。EECを成功させるうえでは、高度技術の集積、高度人材確保が必須であるなか、タイの発展の黎明期から支援をしてきた日系企業に対するタイ政府の期待感は強い。タイが大きな転換を迎える可能性を秘めた一大国家プロジェクトを適切に捉え、新たなビジネスチャンスを創出する機会として、今後の日系企業の積極的な動きにも期待したい。

ご注意

1. 法律上、会計上、税務上の助言：みずほグローバルニュース（以下、「本誌」）記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権：本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責：本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかににかかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成：みずほ銀行 国際戦略情報部

お問い合わせ先

くわしくはお取引店または下記まで

e-mail: kaigainews.mizuho@mizuho-bk.co.jp

(2018年4月16日現在)